

令和6年能登半島地震における社会福祉法人からの寄付金（義援金）を支出することについての特例について 【1月18日付東京都通知を受けた保育所の対応】

経営相談室だより No.167（1月17日）に令和6年能登半島地震における社会福祉法人からの寄付金（義援金）の支出についてお知らせしたところですが、東京都から、八王子市を除く東京都内の保育所について、新たに取扱いが示され、条件を満たす場合には事前協議不要となりましたので、ご案内します。また、措置施設については、今のところ、能登半島地震における寄付金支出の特例についての通知は出ていません。

保育 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知） ※国通知は変更なし

こども家庭庁成育局保育政策課（事務連絡、令和6年1月12日）施設型給付費等は個人給付（法定代理受領）であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日 府省局長連名通知）の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

NEW！！ ※八王子市を除く東京都内の認可保育所の委託費からの義援金支出について取扱いの変更あり

保育 私立保育所に係る委託費から令和6年能登半島地震に係る災害義援金を支出する場合の都の取扱いについて（東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課長 5福祉子保第2644号 令和6年1月18日）

標記の件について、こども家庭庁より私立保育所に係る委託費からの災害義援金の支払いについて、事務連絡が発出されましたが、これに伴う都の対応は下記のとおりとしますので、貴管下の民間保育所にご周知ください。

記

1 災害義援金を支出できる場合

こども家庭庁による令和6年1月12日付事務連絡「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）」（以下「事務連絡」という。）では、「法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出する」とされているが、都においては、以下の条件に該当する場合に支出できるものとする。

- （1）平成27年9月3日付府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下、「254号通知」という。）の1（2）の①から⑦までに掲げられた要件を満たす保育所であること。
- （2）災害義援金と254号通知の別表2に掲げられた経費等とを合算して、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内であること。ただし、委託費は最低基準を維持するために支弁

される公費であり、災害義援金は目的外使用であることを踏まえ、施設の規模等に応じて適切な範囲内とするよう留意すること。

(3) 災害義援金の支出に際しては、以下の事項を記録するとともに、証憑書類を保管しておくこと。

- ・募金団体の名称、代表者名、所在地
- ・募集した義援金等の受付の専用口座等
- ・募金要項、募金趣意書等
- ・預り証、義援金専用口座への振込の控え等

2 都への協議

上記1に該当する場合は、都への協議は不要とする。

3 その他

社会福祉法人会計基準における災害義援金の支出科目は、原則として事務費支出の雑費とする。

求められている要件		左に対応する方法
保育所 ①法人運営に支障を来さない範囲内 <東京都> ○「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(「254号通知」)の1(2)の①から⑦までに掲げられた要件を満たす保育所【注1】であること。 ○災害義援金と254号通知の別表2【注2】に掲げられた経費等とを合算して、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内であること。 ○施設の規模等に応じて適切な範囲内とするよう留意すること。	介護、障害 ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。	【高齢】【障害】 当該法人及び事業所の運営状況に応じて判断すること。 【東京都 保育】 ○第1段階の弾力運用可能な認可保育所【注1】であることが前提。 ○災害義援金が①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、②保育所等の土地又は建物の賃借料、③以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出、④保育所等を経営する事業に係る租税公課、と合算し処遇改善加算の基礎分相当額までを限度とした範囲内の額となること。
	② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・被災県の共同募金会等を通じて、寄附の目的や領域等を指定して寄附することにより左の疑念が生じないとする。※事前に東京都共同募金会に相談し仕組み等の詳細を確認することも可能。 ・【高齢】東社協高齢者福祉施設協議会、【障害】東京都発達障害支援協会や全社協等の関連団体が募集している場合に対する寄附についても左の疑念が生じないとする。 ※所轄庁に事前に協議すること。
②被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付すること <東京都> 災害義援金の支出に際しては、以下		<ul style="list-style-type: none"> ・被災県の共同募金会等を通じて、要件に該当する寄附の目的や領域等を指定して寄附することにより左の疑念が生じないとする。左記証憑書類を保管すること。※事前に東京都共同募金会に

<p>の事項を記録するとともに、証憑書類を保管しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金団体の名称、代表者名、所在地 ・募集した義援金等の受付の専用口座等 ・募金要項、募金趣意書等 ・預り証、義援金専用口座への振込の控え等 <p>※事務費支出の雑費で支出</p>		<p>相談し仕組み等の詳細を確認することも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この他、全社協等の関連団体が募集している場合に対する寄附等についても左記証憑書類の保管についての条件を満たしていれば、左の疑念が生じないと考える。 ・事務費支出の雑費で支出
	<p>③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと</p>	<p>経理規程に規定する支出予算の流用又は予備費の使用を事務費の雑費にて支出する。理事長はその理由と金額を理事会に報告することとする。</p>
<p>都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出すること <東京都></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内では東京都または八王子のみ ・「災害義援金を支出できる場合」に該当する場合には、都への事前協議を不要とする。 	<p>当該法人の所轄庁と①～③の条件について事前に協議すること。</p>	<p>【高齢】【障害】 所轄庁に事前に協議すること。 ※所轄庁が都の社会福祉法人は東京都福祉局 指導監査部 指導調整課社会福祉法人担当宛に電話連絡による口頭協議 【東京都 保育】 ・八王子市を除く都内認可保育所については条件に該当する場合には都への事前協議不要。 ・事前協議が必要な場合のみ電話連絡により確認</p>

注1 ※「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（254号通知）1（2）

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の基準が遵守されていること。
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど職員の資質の向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

注2 254号通知 別表2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

東社協ホームページの「経営相談室だより」コーナーに通知を掲載しています。

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp 専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)

HP <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html> (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

